# 接待・贈答に関する細則

## 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実	施	日
1.0	初版	H24	1. 12.	01

## 目 次

第	1条	目的	1
第	2条	接待・贈答の定義	1
		基本的姿勢	
		禁止行為	
		中元・歳暮等の受領の自粛	
		社員間等における取扱	
第	7条	事前承認および報告	2
第	8条	事前承認の可否判断	2
第	9条	報告等の様式	2

### 接待・贈答に関する細則

規程番号 0201-0101-00-細制定日 2012年12月 1日 改正日 年月日

(目的)

第 1条 JA、連合会、関係団体およびメーカー等の取引先等(以下、「関係先」という)との接待・贈答に関して、コンプライアンス行動基準に定める「取引」における行動原則に基づき、当社の常勤役員および従業員(以下、「社員」という)が遵守すべき事項・基準等を定めることを目的とする。

#### (接待・贈答の定義)

- 第 2条 本細則において接待・贈答とは、業務に関連して関係先との間に行われる、次の各号に掲げる行 為をいう。
  - (1) 飲食
  - (2) 遊技またはコンサート、ディナーショー、演劇、競技等の観覧
  - (3) 中元・歳暮等の授受
  - (4) 祝儀・不祝儀の授受
  - (5) 餞別の授受
  - (6) 土産等物品の授受
  - (7) コンサート、ディナーショー、演劇、競技等のチケットの授受
  - (8) ゴルフ、旅行
  - (9) 対価を受けない役務の提供・受領
  - (10) 不動産・物品の貸与・借り受け
  - 2 前項第1号、第2号および第8号に関しては、会社が当社対象者の負担額を支出する場合は除く ものとする。
  - 3 第1項第2号に掲げる遊技とは、麻雀、パチンコ、ルーレット、花札、ポーカー、スロットマシン等をいう。
  - 4 第1項第6号に関しては、販売促進のための試供品や宣伝品等幅広く配布されている物品の授受を除く。

#### (基本的姿勢)

- 第 3条 接待・贈答を行う場合は、株式会社三重県農協情報センターの社員として、節度と良識のある金額、内容、場所、頻度で行うものとし、過度のものは厳に慎むものとする。
  - 2 接待・贈答を受ける場合も、前項に準じて対処する。

#### (禁止行為)

- 第 4条 次の各号に掲げる場合には、接待・贈答を行いまたは受けてはならない。
  - (1) 相手方に関する法令・規則等により禁止されている場合
  - (2) 当社の社会的信用やイメージを損なう恐れのある場合
  - (3)接待・贈答の内容や費用等が、その目的や相手の社会的地位に照らし、社会通念上妥当と認められる範囲を超える恐れのある場合
  - (4) 本細則や他の規程・要領等に定める所定の手続きを経ていない場合
  - 2 前項各号に該当しない場合であっても、現金・金券類の授受を行ってはならない。ただし、社会 通念上慣習の範囲内と認められる祝儀、不祝儀および餞別については、現金・金券類の授受を行う ことができるものとする。

#### (中元・歳暮等の受領の自粛)

第 5条 社員は中元・歳暮等の受領を自粛するものとする。なお、慣例的に受領している場合は、自粛することに関して、相手方に協力を求めるものとする。

#### (社員間等における取扱)

- 第 6条 本細則は、社員間の行為や業務に関係のない個人的な関係に基づく私的な行為については適用しない。
  - 2 前項の規定に関わらず、社員間における次の行為は自粛するものとする。
  - (1) 親族、媒酌人等特別な私的関係に基づくもの以外の中元・歳暮等の授受
  - (2) 海外研修等業務出張における餞別または十産物の授受

#### (事前承認および報告)

- 第 7条 第2条各号に掲げる行為を行う場合または受ける場合は、原則として事前に総務部長(以下、「承認者」という)の承認を得なければならない。ただし、実施日時その他の事情により承認の申請を行うことが困難な場合に限り、事後報告を認めるものとする。
  - 2 次に掲げる行為は事前承認および事後報告の対象から除くものとする。
  - (1) 1人当たりの税込金額が3,000円以内の飲食
  - (2) 他団体等への出向者に対する飲食の提供
  - (3) 当社以外が主催する全国会議、研修等(以下、「会議等」という)において、主催者の負担により、原則として当該会議等の出席者全員を対象とする飲食
  - (4) 当社主催の会議等において、当社の負担により、原則として当該会議等の出席者全員を対象とする飲食
  - (5) 自費で行う餞別、祝儀・不祝儀
  - (6) 受領した祝儀・不祝儀等の返礼として自費で行う物品の贈与または自費で行った祝儀・不祝儀 等の返礼として贈与された物品の受領
  - (7) 視察・会議・訪問等の際に社会通念上妥当と思われる範囲内の土産物等の贈与または受領

#### (事前承認の可否判断)

第 8条 承認者は、前条に規定する事前承認の申請があった場合は、第3条に規定する基本的姿勢およびその他の規定等に照らして承認の可否を判断するものとする。

#### (報告等の様式)

第 9条 本細則に規定する申請、報告等にかかる様式は承認者が別に定める。